

学校いじめ防止基本方針

今治市立伯方中学校
令和8年4月6日改定

1【いじめの防止等のための対策に関する基本理念】

いじめの防止等の対策は、学校の内外を問わず、全ての生徒が、様々な活動に取り組むことができ、いじめが行われなくなることを目的として行う。そして、全ての生徒が、いじめは決して許されない行為であることを十分に理解し、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう積極的な取組を進める。

そのため、子どもを取り囲む大人一人一人が、いじめから子どもを守り、いじめを許さない子どもを育てるため、それぞれの役割と責任を自覚し、学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携と協力の下、地域総がかりでいじめの問題を根絶することを目指して行う。

2【学校が設置する組織】

伯方中学校いじめ防止対策委員会

<構成員>

校長、教頭、教務主任
生徒指導主事、人権・同和教育主任
養護教諭、学年主任、学級担任

重大事態等への対処のための組織

<構成員>

P T A、学校運営協議会
しまなみ交流プラザ相談員
スクールカウンセラー

<役割>

- いじめの未然防止のための環境づくり
- いじめの相談・通報の窓口、いじめに関わる情報の収集、記録、共有
- 緊急会議の開催、事実関係の把握、判断
- 被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、年間計画の作成
- 校内研修を企画し、計画的に実施
- 学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているかの点検、見直し等のPDCAサイクルの実行
- 重大事態への対処

<外部専門家>

<関係機関等>

発達支援センター
福祉総合支援センター
伯方警察署
しまなみ交流プラザ
ネウボラ推進課

3【未然防止のための取組】

- 学級経営の充実
- 人権・同和教育、道徳教育の充実
- 分かる授業づくり
- 体験活動の充実
- 生徒の主体的な活動の充実
- インターネットを通じて行われるいじめへの対策
- 教職員の研修の充実
- 学校相互間の連携協力体制の整備

4【早期発見のための取組】

- 1 学校生活アンケートや教育相談の実施と充実
- 2 日々の日記指導、見守り活動の充実
- 3 ジブンミカタプログラムの実施
- 4 生徒についての教職員の共通理解、早期発見のための研修
- 5 保護者との連携・情報の共有
- 6 学校運営協議会を中心とした地域及び関係機関との連携

5【いじめに対する措置・対応】※ 重大事態を含む

- 事実確認と実態把握
いじめと疑われる行為を発見した際には、その場でその行為を直ちに制止させる。生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの兆候がある場合には、早い段階から的確に関わり、いじめの芽をつみとる必要がある。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた第三者の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。
- 情報共有と組織的な対応
教職員は一人では抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は当該組織が中心となり、対応の組織化を図り、チームとして速やかに対応する。
- いじめを受けた生徒への支援、保護者への説明・支援
当該生徒から事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、正確な情報を適切なタイミングで保護者へ伝え、今後の対応について情報を共有する。
- いじめを行った生徒への指導・支援、保護者への説明・支援
当該生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合には、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて教育委員会と連携しながら、保護者の理解を得た上で特別の指導計画（出席停止も含めた上で立てる）他、警察等との連携を含め毅然とした対応を行う。
- 周りの生徒への指導・支援
当事者への対応と併せて「観衆」「傍観者」に対する指導も重要である。自分の問題として捉えさせる指導・助言を行い、いじめは絶対に許されない行為であり、進んで根絶しようという態度を示すことが肝心であることを行き渡らせる。
- インターネットを通じて行われるいじめへの対応
教職員研修、保護者への啓発、生徒への指導の機会を適切に設けることが未然防止につながる。ネット上の不適切な書き込み等については、伯方警察署に連絡するとともに、直ちに削除する措置をとる。
- 関係機関との連携
生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるいじめの際は直ちに伯方警察署に相談し、援助を求める。
- 重大事態への対処
 - ・ 重大事態の疑いが生じた場合、教育委員会に重大事態の発生を報告する。
 - ・ 教育委員会の指導・助言の下、学校に調査組織を設置する。
 - ・ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ・ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - ・ 調査結果を教育委員会に報告する。
 - ・ 調査結果を踏まえた必要な処置をする。

6【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること

- 規範意識の醸成
- 自他の命を大切にする心と態度の育成
- 子どものサインに気付ける関係づくりとコミュニケーションの充実
- 情報機器等の安全で正しい利用法の指導（スマホ利用のルールづくり）

地域に求めること

- 子どもたちへの見守りと温かい声掛け
- いじめやしてはいけない行為を見つけた時の注意と、家庭・学校への連絡
- 時と場に応じた言動の指導

7 【いじめ防止対策年間計画】

月 内容	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
いじめ防止対策委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
学校生活アンケート	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ジブンミカタプログラム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
教育相談			○					○			○	○
家庭訪問、個別懇談	○			○					○	○		○
校内研修、職員研修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
学校評価									○			